

第 3 0 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日 (水) 午後 2 時 0 0 分より
於：島原市有明庁舎 3 階大会議室

第 3 0 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日 (水) 1 4 時 0 0 分
 2. 閉会時間 平成 2 5 年 1 1 月 2 7 日 (水) 1 4 時 2 7 分
 3. 開催場所 有明庁舎 3 階大会議室
 4. 出席委員者の数 2 9 名
 5. 欠席委員者の数 2 名
 6. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条 (耕作権設定) の規定による許可申請について
 - 第 2 号議案 農地法第 3 条 (所有権移転) の規定による許可申請について
 - 第 3 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について
 - 第 4 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について
 - 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) について
- 報告事項 合意解約通知書について
使用貸借解約通知書について

1 4 時 0 0 開始

議長

只今より、第 3 0 回島原市農業委員会の総会を開催します。

本日、・・・番・・・委員、・・・番・・・委員

は所要の為、欠席との連絡があっております。

出席委員は、3 1 名中 2 9 名で定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第 1 5 条第 2 項の規定により、議長が指名することになっており、

・・・番・・・委員、・・・番・・・委員を指名します。

議長

第1号議案、農地法第3条（耕作権設定）の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

1番の使用貸人は、・・・の・・・さんで、後継者の・・・さんに経営移譲するための申請です。

耕作面積は、21,390平方メートルで、農機具は、トラクター2台、管理機2台、キャリア1台、コンバイン1台などの農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請1番について、使用借人^{かりにん}は農家で7年の農

作業歴があり、使用貸人^{しょうかしにん}の父と母の3人で農業を営んでおります。

今回の申請は、父親が農業者年金を受給するため、親から子への経営移譲で、使用貸借による耕作権設定をするということで何ら問題はありません。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありました、第1号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第1号議案の1番の耕作権設定は許可することに決定します。

議長

次に、第2号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

1番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さん
で、畑1筆1, 135平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は17, 050平方メートルで、農機具は、トラクター2台、田植機1台、
コンバイン1台、草刈機1台の農業機械器具を所有しており、また、社会福祉法人が生徒の実
習農園として利用するということで、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんで、畑1筆9
2平方メートルを、第2号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の3番と
交換するための申請です。

取得後の耕作面積は8, 358平方メートルで、農機具は、耕運機1台の農業機械器具を所
有しており、すべての許可要件を満たしております。

3番の譲渡人は、・・・の・・・さん、譲受人は、・・・の・・・さんで、畑1筆82平方
メートルを、第2号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の2番と交換す
るための申請です。

取得後の耕作面積は9, 267平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕運機1台、
管理機1台、ホイールローダー1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たし
ております。

4番の譲渡人は、・・・の・・・で・・・さん、譲受人は、・・・の・・・
さんで、田1筆920平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は7, 203平方メートルで、農機具は、トラクター1台、田植機1台、
動噴1台の農業機械器具を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

なお、4番の譲受人は、市外のため、事務局より現地調査の結果と補足説明を行います。

4番の譲受人は、農家で40年の農作業歴があります。

妻と子の3人で農業を営んでおり、水稻、ごぼうを作付し、通作距離は1キロメートルとい
うことで、問題なしと判断しております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

1 番について、譲受人は、社会福祉法人で、生徒の実習農園として利用するということです。
各種野菜、薬草を作付し、通作距離は施設から歩いて10分ということであり、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

現地調査員

第2号議案の2番について、譲受人は、農家で10年の農作業暦があります。
妻と2人で農業を営んでおり、人参、レタスを作付し、通作距離は車で5～6分ということであり、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。
同じく、3番について、譲受人は、農家で30年の農作業暦があります。
白菜、水菜を作付し、通作距離は車で5～6分ということであり、問題なしと見て参りました。
ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありました、第2号議案の1番から4番について、ご意見等はありませんか。
（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案の1番から4番の所有権移転は許可することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。 事務局の説明を求めます。

事務局

1番の申請人は・・・の・・・さん、申請地499平方メートルに、太陽光発電施設（241.92平方メートル、33.00kw）を設置したいとの申請です。
申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種

農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請1番について、

申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は農地、南側及び西側は里道を挟んで農地となっております。

雨水は調整池及び浸透枡に集水し、余水は自然流下するという事で、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

2番の申請人は・・・の・・・さん、申請地1筆240平方メートルに木造平家建の住宅、床面積82平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請について、

2番の申請地は・・の一角にあり、北側は道路を挟んで農地、東側及び南側は申請者の農地となっております。

雨水は溜枿を通じ道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第4条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。 事務局の説明を求めます。

事務局

1番の使用貸人は・・の・・・・さん、使用借人は子で・・の・・・・さんです。

申請地2筆1、452平方メートルを借り受け、太陽光発電施設（397.42平方メートル、51.84kw及び367.94平方メートル、49.50kw）2カ所を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種低層住居専用地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、

1番の申請地は・・・・・・の一角にあり、1カ所目は北側、南側及び西側は使用貸人の山林、東側は、雑種地となっております。

2カ所目は北側、東側及び南側は里道を挟んで農地、西側は使用貸人の農地となっております。

雨水は2カ所とも自然流下するという事で、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

2番の使用貸人は・・の・・・・・さん、使用借人は子で・・の・・・・・さんです。

申請地4筆1, 430平方メートル借り受け、太陽光発電施設(354.72平方メートル、47.52kw 及び325.16平方メートル、43.56kw) 2カ所を設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で住宅等が連たんしていることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、

2番の申請地は・・の一角にあり、北側は水路を挟んで宅地、東側は使用貸人の宅地、申請者の太陽光発電施設、南側は農地、西側は里道を挟んで農地となっております。

雨水は自然流下するという事で、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

3番の賃貸人は・・・・の・・・・さん、賃借人は・・・・の・・・・さん、・・・・さんです。

申請地1筆1,718平方メートルを借り受け、太陽光発電施設(362.77平方メートル、49.30kw 及び362.77平方メートル、49.30kw)2カ所を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

3番の申請地は・・・・の一角にあり、北側及び西側は道路を挟んで農地、東側及び南側は水路を挟んで農地となっております。

雨水は自然流下するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の3番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、3番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

4番の賃貸人は・・・・の・・・・さん、賃借人は・・・・の・・・・さんです。

申請地1筆542平方メートルを借り受け、太陽光発電施設(362.77平方メートル、49.30kw)を設置したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の工業地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

4番の申請地は・・・・の一角にあり、北側は道路を挟んで農地、東側は水路を挟んで農地、南側は農地、西側は通路を挟んで農地となっております。

雨水は自然流下するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の4番について、ご意見等はありませんか。
(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

5番の使用貸人は・・・の・・・さん及び、・・・の・・・さん、使用借人は・・・の・・・さんです。

申請地2筆406平方メートルを借り受け、木造2階建の住宅、建築面積80.32平方メートルを建築したいとの申請です。

申請地は、市役所・・・から概ね300m以内にあることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査委員

5番の申請地は・・・町の一角にあり、北側及び東側は農地、南側は道路を挟んで・・・小学校、西側は宅地となっております。

雨水は自然流下、污水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由し道路側溝へ流すということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の5番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、5番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の5番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の6番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

6番の賃貸人は・・・の・・・さん、賃借人は有限会社・・・取締役・・・さんです。

申請地2筆700平方メートルに、太陽光発電施設（324.12平方メートルに、49.50kw）設置したいとの申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地外で住宅等が連たんしていることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

現地調査員

第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請について、

6番の申請地は・・・の一角にあり、北側は道路を挟んで宅地、東側は申請人の太陽光発電施設、南側は川を挟んで農地、西側は雑種地となっております。

雨水は自然流下するということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の6番について、ご意見等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

ご意見等がありませんので、6番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。
(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案 農地法第5条の規定による許可申請の6番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。

本件については、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、除^{じよせき}斥の必要がありますので、・・・番・・・委員の退場を求めます。

(・・・委員 退場)
事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。
農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、5ページから 8ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定	12件	38筆	36, 116㎡
耕作権の再設定	3件	13筆	10, 831㎡
耕作権の移転	1件	2筆	2, 200㎡
合 計	16件	53筆	49, 147㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、9ページに記載のとおりで、 2件 2筆 1, 105㎡です。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、農用地利用集積計画（案）を承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という発声）

議長

ご異議がないようですので、第5号議案は承認することに決定します。

・・・番　・・・委員　の入場を求めます。

（・・・委員　入場）

・・・委員に関する案件も含め、農用地利用集積計画（案）は承認することに決定しましたので報告します。

議長

次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

議案集10ページをご覧ください。

農地法第18条の合意解約通知書については、
3件　4筆　7, 878㎡の届けがありました。

使用貸借解約通知書については、

1件　3筆　2, 390㎡の届けがありました。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

次に、報告事項の追加がありますので、事務局に説明を求めます。

事務局

前回の第29回総会の第5号議案 農地法第4条の規定による許可申請についての3番、・・・・・・の・・・・・・さんが、・・・・・・の自己所有農地を貸駐車場として利用したいとのことで、総会において審査し許可相当と決定していただき、県に進達するように進めておりました。

ところが、・・・・・・さんから再度検討した結果、駐車場の需要が少ない見込みと判断され、申請を取り下げたいとのことで、取下申立書が10月29日に提出されましたので、報告いたします。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」という発声）

議長

これで、第30回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後2時27分